

直に左表の如く訂正せられたし

在職年数	年功加俸月額
六 年	六 円
七 年	七 円
八 年	八 円
九 年	九 円
十 年	十 円

### 四、常時非乗務者月賞與支給制度改正の件

従来常務員にて一月を通りて既負又は信号人として降車せざる者に対しては月賞與金一円を減額され居りある。月額賞與金年功加俸、時間外勤務等に依り辛くも僅少なる固定給を補つてある乗務員にとりて是は明かた制度の矛盾である。直に一円減額の不合理なる制度を撤廃せられたし。

### 五、障碍に依る規定休憩時間削減手当支給の件

従来乗務員中障碍のため規定時間に交代場所に到着し得ざるものは、その遅れたる

時間を休憩時間より削減されるを常として居るのである。かかる場合は何等かの方法に依つて規定休憩時間を支給するか然らざれば相當手当を支給すべきが当然である。

依つて吾等はたゞ如き手当を支給せんことを望むるのである。  
削減時間を一月通算し時間外勤務時間として換算せられたし。

### 六、處罰委員会設置の件

従来会社には処罰委員会がなかつたため常に処罰の不公平を耳にするのである。最近その声の益々高きを聞く。斯の如きは明かた制度の不備に起因するは勿論従業員側の実情を悉知し能はざるもの。その決裁上に無理を来すからである。宣敷労働者同僚の委員に依る完全なる処罰委員会を設け通し慎重協議せしめ以て処罰の公平を期せられたし。

### 運輸課（駅員）

### 一、隔日勤務制度即時実施の件